

# 令和 8 年度日立市地域猫活動支援事業

## 補助金交付要領（個人向け）

### 1 目的

この事業は、飼い主のいない猫を適正に管理する活動に取り組む個人を支援し、飼い主のいない猫の増加の防止を図るとともに、市民の快適な生活環境を保持するために、予算の範囲内において補助するものです。

### 2 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たした方が対象です。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 飼い主のいない猫の適正管理に努めることに同意する者
- (4) 飼い主のいない猫を捕獲し、動物病院で不妊去勢手術の費用を負担した者
- (5) 団体における補助金の交付の決定を受けていない者又は受ける見込みのない者
- (6) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としない者
- (7) 世帯全員が、日立市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

### 3 活動対象地域

日立市内

### 4 補助額（上限）

不妊去勢手術経費として、雄 1 頭につき 7,000 円、雌 1 頭につき 10,000 円。

#### 問合せ及び提出先

日立市 市民生活環境部 環境推進課  
〒317-8601 日立市助川町 1-1-1  
TEL 0294-22-3111 (内線 543・749)  
IP 電話 050-5528-5067  
FAX 0294-24-5301  
E メール kankyo@city.hitachi.lg.jp

## 5 補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月12日までの間に支出した、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費用及び手術を実施したことを識別するために耳先をV字カットする費用とする。

※ 補助の対象とならない経費

- (1) 耳先をV字カットする費用のみの場合
- (2) 飼い主のいない猫が既に不妊去勢手術を受けている場合
- (3) 飼い猫における不妊去勢手術の場合

## 6 申請方法等

補助を受けたい方は、次のとおり申請してください。

### (1) 提出書類

- ア 令和8年度日立市地域猫活動支援事業補助金（個人）交付申請書（様式第1号）
- イ 領収書等の写し（手術日、手術の内容、支払金額、動物病院名及び所在地が記載されているもの）
- ウ 不妊去勢手術前後の写真（猫の耳先をV字カットしたことが確認できるもの）
- エ 申請者本人名義の通帳見開き部分等の写し（振込先が確認できるもの）

### (2) 申請書類の受付期間

令和8年4月20日（月）～令和9年3月12日（金）

※ 予算額に達した時点で、本年度における受付は終了となります。

## 7 交付決定等

申請書等の受理後、環境推進課の審査を経て、申請内容等が補助の対象と認められれば、補助金が確定した旨を申請者に通知し、補助金を指定の口座に支払います。  
なお、審査の結果、不交付を決定した場合は、その旨を申請者に通知します。

## 8 その他の注意事項

- (1) 補助金申請に使用した領収証の原本等は、保管しておいてください。
- (2) 補助の対象にならない活動に補助金を使用した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

以 上